

第 24 回 一関市景観審議会次第

日時：令和7年9月22日（月）
午後1時30分～午後5時
場所：一関市役所本庁2階
議会棟議員全員協議会室

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 挨拶
4. 諮問書の伝達
5. 議 事
議案第1号
第14回一関市景観まちづくり賞の審査について（諮問）
6. 答 申
7. 報 告
景観の届出状況について
8. その他
9. 閉 会

一関市景観審議会委員名簿

任期：令和6年10月5日～令和8年10月4日 第7期

番号	氏名	団体名(役職)	備考
1	きたはら けいじ 北原 啓司		
2	みやげ さとし 三宅 諭		
3	きくち かおる 菊池 薫		
4	ふなやま けんじ 船山 賢治		
5	ささき けんじ 佐々木 賢治		
6	むらかみ けいじ 村上 恵志		
7	おのであら ひろき 小野寺 浩樹		
8	いとう しゅうへい 伊藤 周平		
9	はしちと あつこ 橋本 温子		
10	たかはし ひろし 高橋 浩	国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 計画課長	その他
11	あべ ただし 阿部 忠	岩手県県土整備部都市計画課 景観まちづくり課長	その他
12	おおほし まなぶ 大星 学	岩手県県南広域振興局土木部一関土木センター 建築指導課長	その他
13	はらだ さとし 原田 哲		
14	たかはし けいこ 高橋 系子		

※順不同 敬称略

※下線は新任

※1名欠員有

○事務局

番号	氏名	所属
1	あべ けんいち 阿部 健一	建設部長
2	ちば よしあき 千葉 義昭	建設部次長兼都市整備課長
3	さとう たかし 佐藤 高志	都市整備課技術担当課長兼建築指導係長
4	ささき とちゆき 佐々木 智行	都市整備課建築指導係主査
5	すがわら りえこ 菅原 梨恵子	都市整備課建築指導係主任技師

第24回一関市景観審議会

○日程

令和7年9月22日（月）

午後1時30分～午後5時

開会 13:30

現地確認行程表（予定）

場所	予定時刻※		備考
	(到着)	(出発)	
一関市役所		14:00	
↓			移動10分（4.6km）
株式会社プレステージ・ インターナショナル 岩手 BPOフォートレス	14:10	14:25	滞在15分
↓			移動32分（21.9km）
ガーデンカフェKirara	14:58	15:13	滞在15分
↓			移動38分（26.2km）
一関市役所	15:51		
			途中の道の駅でトイレ休憩

審議 16:00 ~

答申～閉会 17:00

◎審議案件

一関景観まちづくり賞
景観部門

2件

第14回一関市景観まちづくり表彰 募集要領

1 募集目的

一関市景観まちづくり条例第23条の規定に基づき、地域の魅力ある景観を守り育て、次世代へ継承するため、優れた景観形成に貢献している建築物等及び市民等の景観まちづくりに寄与する活動等に「一関市景観まちづくり賞」を贈ってこれを表彰し、それに携わる人々の努力をたたえることで、市民、事業者の景観まちづくりに対する意識の高揚と景観の質の向上を図るとともに、景観まちづくり活動を促進することを目的に実施するものです。

2 募集対象

◆景観部門

周辺景観と調和し、優れた景観の形成に寄与している建築物、工作物、外構、緑化、屋外広告物その他の物件又はこれらの複合体

※建築物等の完成年度、工法は問いません

※過去に表彰を受けたものは除きます

■応募の例

- ・様々な工夫を凝らし、地域にふさわしい景観の形成に寄与している建築物等
- ・個々が連帯し、統一感のある街並みを形成することで地域の価値を高めることに貢献している建築物等
- ・協定などにより、街並みに配慮した優れた景観を創出している一連の住戸開発等
- ・外構を含め既存の街並みや周辺の景観に配慮した建築物等
- ・改修や再生により、地域の景観的拠り所となっている歴史的建築物等
- ・地域の優れた景観に寄与し、良好な状態で保存され、歴史や文化の雰囲気が出されている建築物等
- ・街並みに安らぎや潤いを与えている庭、花壇、広場等
- ・植栽や生垣などの緑化等と様々な工夫が凝らされた外構が調和し、緑豊かな潤いのある空間を創出している庭、花壇、広場等

◆まちづくり活動部門

地域の特性を生かした良好な景観の創出や保全などを行い、景観形成に貢献していると認められる活動や行為を主体的に行っている個人又は団体

※概ね3年以上継続して取り組んでいる活動であること。

※過去に表彰を受けたものは除きます。

■応募の例

- ・参加者や活動範囲などに広がりのある景観まちづくり活動
- ・良好な景観が形成されている地域の保全活動
- ・良好な景観形成に向けた地域の景観まちづくり活動
- ・景観やまちづくりに関する教育や普及啓発活動
- ・景観まちづくりに関連する文化の創造や歴史研究的な活動
- ・公共の場所の清掃や街路樹や花壇整備などの維持保全活動
- ・歴史的建造物の保存・再生や活用した活動
- ・地域の自然景観の維持保全や景観を生かした活動

3 応募資格

自薦・他薦を問わず、どなたでも応募可

4 応募方法

所定の様式に必要事項を記入の上、写真（景観部門は、全景及び応募するものと周辺との関係が分かるもの。まちづくり活動部門は、活動の様子や成果が分かるもの。）を添えて、直接持参、郵送（当日消印有効）、E-mail、いずれかの方法で応募ください。

5 受付期間

令和7年4月1日（火）～令和7年7月31日（木）

6 募集方法

市広報誌への掲載、FM あすも放送、市ホームページへの掲載等

7 審査・選考

応募物件の審査・選考は一関市景観審議会委員が行います。

※被推薦者が辞退したもの、場所や表彰相手が特定できないもの、関係法令に違反しているものは審査・選考の対象になりません

8 選考基準

- (1) 周囲の街並みや自然環境との調和を図り、地域の優れた景観づくりに寄与しているもの
- (2) 創意工夫、努力により優れた景観を創出しているもの
- (3) 歴史や文化が感じられ、地域に親しまれているもの
- (4) 景観づくりに対して先導的な役割を果たしているもの
- (5) その他景観まちづくりに特に寄与しているもの

9 表彰

- ・景観部門は、事業者又は所有者へ、表彰状及び記念品を授与します。
- ・まちづくり活動部門は、活動している個人又は団体へ、表彰状及び記念品を授与します。
- ・受賞物件及び活動の発表は令和6年度内に発表、表彰する予定です。

10 その他

- ・応募いただいた書類及び写真等は返却いたしませんので、ご了承下さい。
- ・提出いただいた写真等は、市の景観まちづくりの普及啓発に活用させていただくことがありますので、あらかじめご了承下さい。
- ・推薦者の個人情報は一関市景観まちづくり表彰の目的にのみ利用いたします。

11 受付窓口（問い合わせ先）

〒021-8501 一関市竹山町7番2号

一関市 建設部 都市整備課 景観まちづくり表彰担当

TEL：0191-21-8543

FAX：0191-21-8800

E-mail:toshiseibi@city.ichinoseki.iwate.jp

第 14 回一関市景観まちづくり賞 応募・推薦用紙

【景観部門】

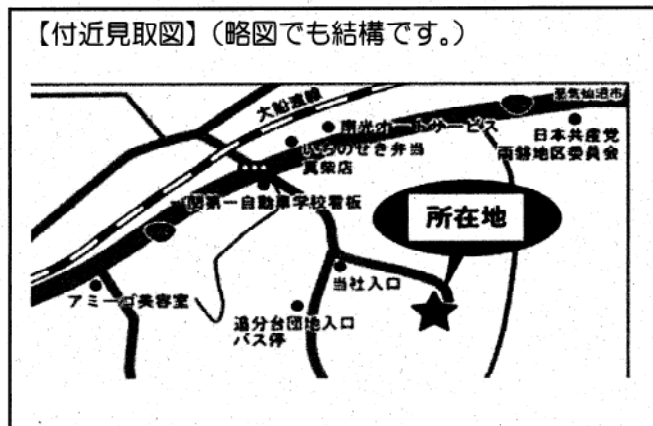
◆応募・推薦される方		
お名前	株式会社プレステージ・インターナショナル 代表取締役 玉上 進一	TEL (03) 5213-0220
ご住所	東京都千代田区麹町 2-4-1	

◆応募・推薦する景観部門の概要		
名 称	株式会社プレステージ・インターナショナル岩手 BPO フォートレス	
所 在 地	一関市真柴字矢ノ目沢 64-2	
用途・種類	事務所	
完成時期	明・大・昭・平・(令) 6年6月	
事業主等	氏名	株式会社プレステージ・インターナショナル
	住所	東京都千代田区麹町 2-4-1 TEL (03) 5213-0220
設計者	氏名	株式会社フジター級建築士事務所
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 27 番地 13 号 TEL (03) 3796-2500
施工者	氏名	株式会社フジタ東北支店
	住所	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目 7 番地 33 号 TEL (022) 794-8550

※推薦の場合は、分かる範囲でご記入下さい

【応募・推薦理由】
別紙のとおり

※記載欄に書ききれない場合は、別紙を添付しても構いません



◆送り先、問合せ先
 一関市建設部都市整備課建築指導係
 「景観まちづくり表彰担当」宛
 〒021-8501 一関市竹山町 7 番 2 号
 TEL : (0191) 21-8543 (直通)
 FAX : (0191) 21-8800
 E-mail: toshiseibi@city.ichinoseki.iwate.jp

◆写真貼付欄 物件の全景が分かる写真を添付してください。

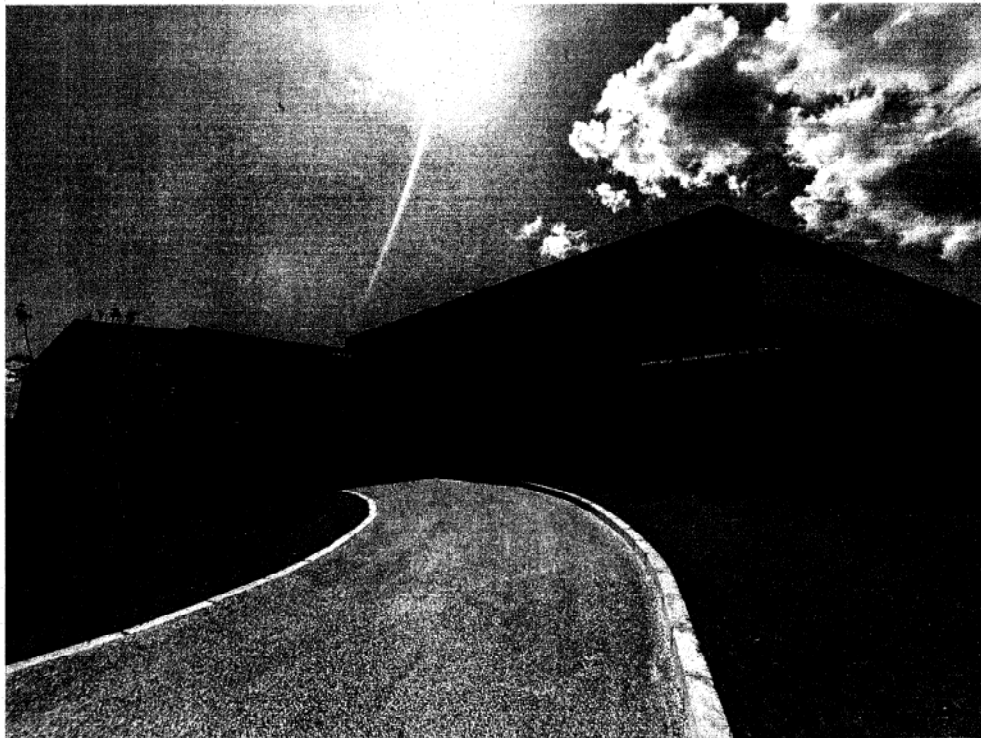
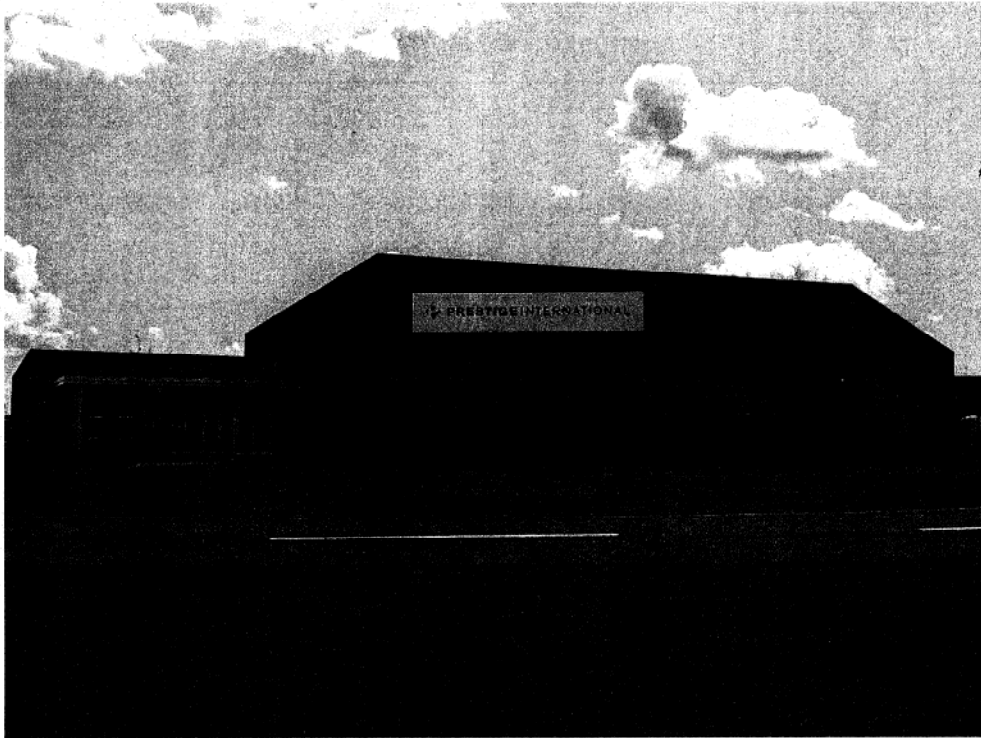
応募・推薦する物件等の名称

株式会社プレステージ・インターナショナル岩手 BPO フォートレス

所在地

一関市真柴字矢ノ目沢 64-2





【応募理由】

この建物は、一関市の名勝「巖美溪」から着想を得て、自然の美しさを反映した形となっています。巖美溪の岩や流れる川を意識したデザインは、周囲の景観に溶け込み、地域の魅力を引き立てられるよう設計いたしました。

また、建設地が高台に位置することも考慮し、配色や形状は地域の自然と一体感を持ち、調和を大切にしています。

拠点コンセプト - VALLEY -

一関市にある名勝^{げんびけい}巖美溪^{*}の景色を造り上げる個性豊かな巨石から「人々の多様性」を、美しい溪流から「人々の交流」を、インスパイアしました。

自然の中で生み出す「人でしかできない」価値が、VALLEYに新しい風を吹き込みます。

^{げんびけい}巖美溪とは、栗駒山から一関市内へと流れる^{しらいせ}磐井川の浸食により形成された溪谷、国の天然記念物に指定されている。

形状の面白さと機能性を両立 - STONE -

執務や打ち合わせ、休息など、人々が時を過ごす空間は、それぞれ多面体である石のような個性的な形状となっています。四方八方から光が取り込めるように配置した窓を通して、時と共に表情を変える

自然の移り変わりを感じることができます。

第 14 回一関市景観まちづくり賞 応募・推薦用紙

【景観部門】

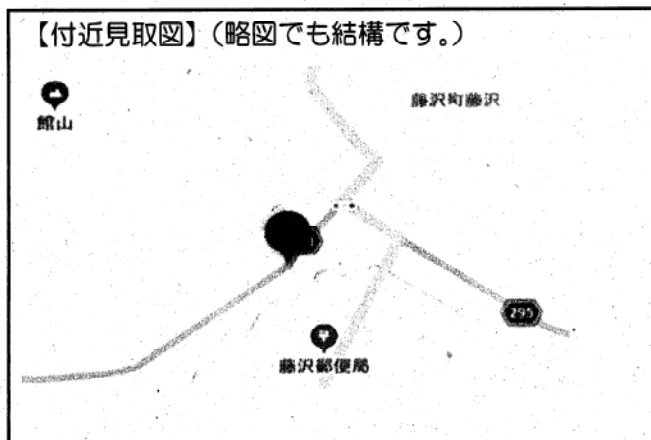
◆応募・推薦される方	
お名前	玉澤 豊栄 TEL (0191) 63-3491
ご住所	一関市藤沢町砂子田字境田 15-2

◆応募・推薦する景観部門の概要		
名 称	ガーデンカフェ Kirara	
所 在 地	一関市藤沢町新沼字石合 30-1	
用途・種類	ドッグラン併設カフェ	
完成時期	明・大・昭・平・令 7年3月31日	
事業主等	氏名	株式会社きららエステート
	住所	一関市藤沢町砂子田字境田 54 TEL (0191) 63-2745
設計者	氏名	玉澤建設建築設計事務所
	住所	一関市藤沢町砂子田字境田 15-2 TEL (0191) 63-3491
施工者	氏名	有限会社玉澤建設
	住所	一関市藤沢町砂子田字境田 15-2 TEL (0191) 63-3491

※推薦の場合は、分かる範囲でご記入下さい

【応募・推薦理由】
別紙のとおり

※記載欄に書ききれない場合は、別紙を添付しても構いません



◆送り先、問合せ先
一関市建設部都市整備課建築指導係
「景観まちづくり表彰担当」宛
〒021-8501 一関市竹山町7番2号
TEL : (0191) 21-8543 (直通)
FAX : (0191) 21-8800
E-mail: toshiseibi@city.ichinoseki.iwate.jp

◆写真貼付欄

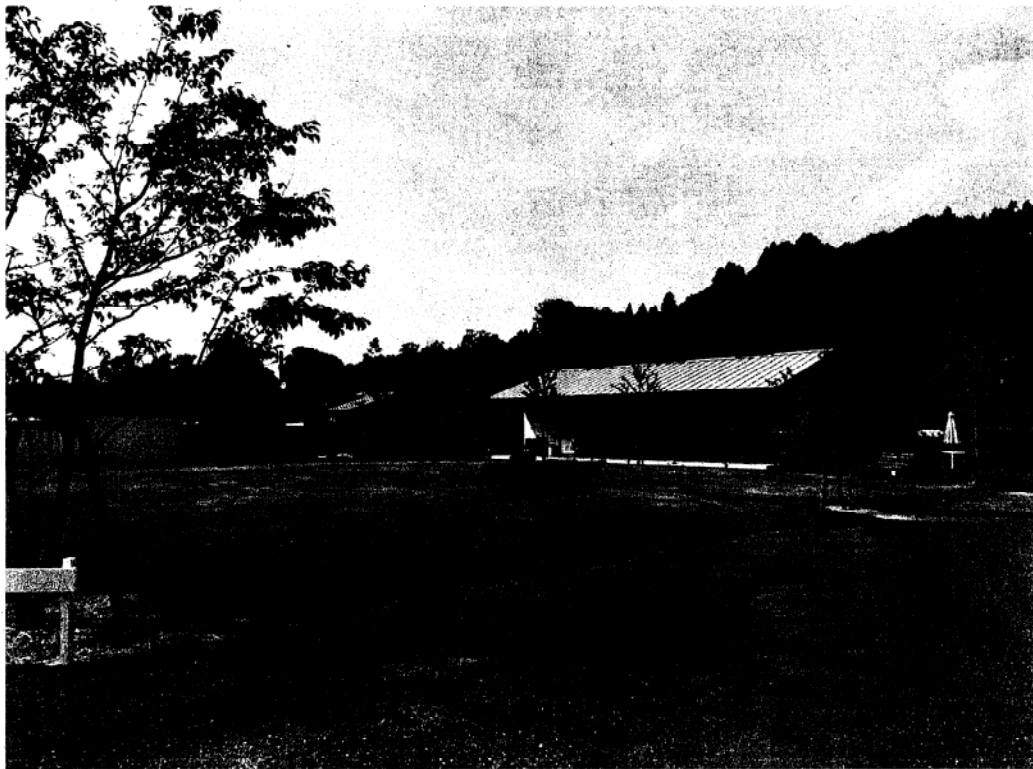
物件の全景が分かる写真を添付してください。

応募・推薦する物件等の名称

ガーデンカフェ Kirara

所在地

一関市藤沢町新沼字石合 30-1





【応募理由】

令和7年4月、藤沢町北部、商業施設が点在する国道456号線沿いに、ドッグランを併設した「ガーデンカフェ Kirara」をオープンいたしました。周囲の風景にやさしく溶け込むよう設計された空間は、訪れる方々に心地よい安らぎをもたらします。

約2,800㎡の広々とした敷地の中央には、約700㎡の芝生公園を配置。営業時間内はどなたでも自由にご利用いただける開放的な空間で、ゆったりとした時間をお過ごしいただけます。

園内にはベンチを設け、カツラ、モミジバフウ、シラカバ、アオダモ、エゴノキ、モミジ、ヤマボウシ、ドウダンなど、多様な樹木を丁寧に植栽。春のやわらかな新緑から、秋の深まる紅葉まで、四季の移ろいを身近に感じられる景観を創出しています。

芝生広場の奥には、落ち着いた雰囲気のレストランを備えたカフェと、約700㎡の洋芝を用いたドッグランを併設。季節の風を感じながら、愛犬とともにくつろぎの時間を過ごしたり、コーヒーや軽食を片手に穏やかなひとときを楽しんだり、それぞれのペースでお過ごしいただけます。

自然と調和した環境の中で、ガーデンカフェ Kirara は、地域の皆さまにとって、憩いの場とやすらぎの場、集いの場を提供しています。

○一関市景観計画区域内の届出等

景観届出等件数

年度	景観計画区域								合計
	本寺地区				一関市景観計画区域				
	届出	通知	計	備考	届出	通知	計	備考	
H18	8	3	11				44	※県進達数	55
H19	3	2	5				40	※県進達数	45
H20	5	9	14				48	※県進達数	62
H21	3	5	8				8	※県進達数	8
					39	14	53	※H21.7.1~	61
H22	7	8	15		52	23	75		90
H23	2	4	6		51	25	76		82
H24	2	3	5		64	24	88		93
H25	2	2	4		51	26	77		81
H26	1	0	1		53	9	62		63
H27	0	3	3		30	9	39		42
H28	2	1	3		39	11	50		53
H29	2	2	4		30	8	38		42
H30	4	2	6		80	17	97		103
R1	8	2	10		49	6	55		65
R2	6	2	8		27	3	30		38
R3	11	3	14		29	15	44		58
R4	11	1	12		27	11	38		50
R5	6	1	7		20	12	32		39
R6	6	0	6		11	8	19		25
R7	5	0	5		10	5	15		20
計	94	53	147		662	226	1,028		1,175

※一関市景観まちづくり条例は平成21年7月施行、それ以前は岩手県景観条例により県へ進達。

※R7は、R7.8.31現在

令和7年度 景観法に基づく届出状況

一関市景観まちづくり条例第13条に基づく届出(通知含む)

R7.8.31現在

種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
建築物の新築		1	1		1								3
建築物の増築													0
建築物の外観変更				1	2								3
建築物の改築または移転													0
工作物の新設	3				2								5
工作物の増築													0
工作物の外観変更													0
工作物の改築または移転													0
開発行為・土地の形質の変更				2	1								3
物体の堆積													0
木竹の伐採			1										1
計	3	1	2	3	6	0	0	0	0	0	0	0	15